

# 「浜田市防災安全課公式ツイッター運用方針」

## 1 アカウント名

@hamada\_bousai 『浜田市防災情報』（以下「当アカウント」）

## 2 目的

世界有数の利用者数を誇るソーシャルネットワーキングサービス『Twitter』（以下「ツイッター」）が持つ、情報の拡散性と即時性を活用して、防災・防犯情報をはじめとした様々な情報を、浜田市民および世界中のツイッター利用者に対して発信することを目的とします。

## 3 用語解説

### ・ツイッター

ツイートと呼ばれる上限 140 文字の記事から成り立つ、ツイッター社が提供するソーシャルネットワーキングサービスのこと。

### ・ツイート

ツイッターに記事を投稿する行為および投稿された記事のこと。

### ・フォロー

他のユーザーのツイートを受信し、自らのタイムライン上に表示するように登録をすること。

### ・フォロワー

自らのアカウントをフォローしているアカウントのこと。

### ・タイムライン

自らのツイート内容やフォローしたアカウントのツイート内容が時系列で表示されるさま。

### ・リプライ

他のユーザーのツイートに返信すること。

### ・ダイレクトメッセージ（以下「DM」）

他のユーザーとプライベートな会話を行うことができるメッセージ送受信機能のこと。

### ・リツイート

他のユーザーのツイートを引用して、自らのツイートとして再投稿し、情報を拡散させること。

### ・なりすましアカウント

当アカウントの名を騙る、混同や誤解を招くようなアカウントのこと。

### ・ブロック

特定のユーザーからのフォローを拒否する設定のこと。

#### 4 発信対象者

浜田市民をはじめとした世界中のツイッター利用者

#### 5 アカウント管理責任者

総務部防災安全課長

#### 6 運用者

浜田市職員

#### 7 発信内容

- (1) 防災、防犯、交通安全、危機管理及び国民保護に関する普及啓発情報
- (2) 防災、防犯、交通安全、危機管理及び国民保護に関する注意喚起情報
- (3) 避難所に関する情報
- (4) 避難勧告等、避難に関する情報
- (5) 浜田市役所の庁舎に関する情報
- (6) その他、アカウント管理責任者が適当と認める情報

#### 8 利用原則

- (1) 運用者は、原則として、利用者からのリプライまたはDMによる意見や問い合わせに対して回答は行いません。ご用件のある方は、本運用方針末尾に記載してある連絡先へご連絡ください。
- (2) 運用者は、原則として、他のアカウントをフォローしません。ただし、公共機関の公式アカウントについてはフォローする場合があります。
- (3) 運用者は、原則として、他のアカウントのツイート内容についてリツイートおよび「いいね」を行いません。ただし、公共機関の公式アカウントのツイートについては、これらを行う場合があります。
- (4) 運用者は、原則として、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間帯にツイートします。ただし、次の場合は例外とします。
  - ア 災害発生時等の緊急の場合
  - イ 浜田市域内に気象注警報が発表されている場合
  - ウ 防災安全課が関係する訓練又はイベントが休日に開催される場合
  - エ その他、アカウント管理責任者が必要と判断した場合※ここでいう平日とは、浜田市の休日を定める条例第 1 条各号に掲げる日を除く日です。

#### 9 なりすましアカウントへの対策

- (1) 浜田市ホームページおよび本運用方針に、当アカウントの情報を掲載して、なりすましアカウントではないことを証明します。

- (2) なりすましアカウントが発見された場合には、当アカウントおよび浜田市ホームページ等において、混乱防止のため注意喚起を行います。また、アカウント管理責任者が悪質ななりすまし行為であると判断する場合には、ツイッター社に対して違反アカウントの報告を行います。
- (3) その他、アカウント管理責任者が必要と認めた対策について、随時実施します。

## 10 留意事項

当アカウントに対し、次に挙げるような内容のリプライやDM等を繰り返して行うアカウントについては、事前の連絡なくブロックすることがあります。また、ツイッター利用規約に違反する内容であれば、あわせて違反報告を行います。

- ア 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ウ 政治、宗教活動を目的とするもの
- エ 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- カ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- キ 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- ク 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ケ 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- コ 有害なプログラム等
- サ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- シ その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 11 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、浜田市または原作者に帰属します。
- (2) ツイート内容については、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合およびツイッターの公式機能として実装された「リツイート」機能を使用するなど、転載対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 12 免責事項

- (1) 浜田市は、当アカウントに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。

- (2) 浜田市は、ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 浜田市は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者の間のトラブルによって、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 上記の他、浜田市は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 浜田市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

### 13 本運用方針に関するお問い合わせ先

浜田市防災安全課 防災安全係

Email: [bosai-anzen@city.hamada.lg.jp](mailto:bosai-anzen@city.hamada.lg.jp)

[TEL:0855-25-9122](tel:0855-25-9122) (直通)